

令和5年度国民健康保険税のお知らせ

国民健康保険税は、加入している方が病気やけがをしたときの医療費等に充てられる貴重な財源となります。国民健康保険運営における財政状況は悪化を続けており、このままでは必要な医療の提供が厳しくなることも懸念されることから、**令和5年度の税率を改正しました**。税率については、下の表をご覧ください。

納税義務者について

納税義務者は世帯主になります。そのため、世帯主が国民健康保険に加入していなくても、家族のどなたかが国民健康保険に加入していれば「擬制世帯主」となり、納税義務が発生します。納税通知書は世帯主あてに送付します。

計算について

国民健康保険税は、毎年4月から翌年3月分までを1年間とし、以下の区分により算出した合計額が年間保険税額（年税額）となります。

算出した合計額が課税限度額を超えた場合は、課税限度額が年税額となります。

区分	医療分	後期支援分	介護分 40歳から64歳までのみ
所得割額（税率）	6.2%	2.5%	2.25%
均等割額（1人毎）	27,000円	10,000円	10,000円
平等割額（世帯毎）	18,000円	7,500円	6,500円
課税限度額	650,000円	220,000円	170,000円

※年度の途中で加入した場合は、加入資格を得た月から月割で計算し、年度の途中で脱退した場合は、脱退した月の前月分までの月割り計算となります。

計算例

父 年齢：42歳 母 年齢：38歳 子 2人
給与年収：490万円 専業主婦 小学生
(4人世帯) 給与所得：348万円

※計算に使用する所得は、前年中の所得金額になります。（例：令和5年度分⇒令和4年中の所得金額）

医療分

【 3,480,000円 - 430,000円（基礎控除） = 3,050,000円 】

所得割額 3,050,000円 × 6.2% = 189,100円
均等割額 27,000円 × 4人 = 108,000円
平等割額 18,000円 小計① 315,100円

後期支援分

所得割額 3,050,000円 × 2.5% = 76,250円
均等割額 10,000円 × 4人 = 40,000円
平等割額 7,500円 小計② 123,700円

※100円未満切り捨て

介護分

所得割額 3,050,000円 × 2.25% = 68,625円
均等割額 10,000円 × 1人 = 10,000円
平等割額 6,500円 小計③ 85,100円

※100円未満切り捨て

合計 ① + ② + ③ 年税額 **523,900円**

令和5年1月2日以降に転入した方へ

令和5年度の国民健康保険税所得割額の計算に必要な令和4年中の所得資料が利府町に無いため、1月1日現在の住所地へ課税資料を照会後、所得割額を算定します。（最初の通知までに所得が判明しない場合は、判明後に改めて更正通知を送付します。）

年度の途中で後期高齢者医療保険へ保険証が変わる方へ

年度の途中で75歳になる方の国民健康保険税額については、あらかじめ75歳の誕生日の前月分までの保険税を算定し、納税通知書を送付しております。

このため、後期高齢者医療保険へ変わった後に国民健康保険税の減額の通知書が発送されるわけではありませんので、ご注意ください。

納付方法について

●納付書

- 口座振替**（新規で希望される場合は、金融機関へ申込書の提出が必要です。申込書は金融機関、役場税務課に設置しています。）

●スマートフォン決済

納付書に印刷されているバーコードを読み取ることで、決済が可能です。

（使用できるアプリ）FamiPay、LINE Pay、PayPay、PayB、au PAY、
楽天銀行コンビニ支払サービス、d払い

- 年金からの天引き**（申込みは不要です。世帯主の年金から全額が天引きされます。）

※年金からの天引きは、国民健康保険の加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯に限ります。ただし、世帯主が国民健康保険の加入者以外の場合や年金受給額が年間18万円未満の場合、介護保険料の天引き額と国民健康保険税の天引き額の合計が1回当りの年金受給額の2分の1を超える場合は天引きになりません。

また、年金から天引きとなる方でも申請により口座振替に変更することができます。

- 地方税共通納税（QRコード決済）** ※QRコードは、(株)デンソーウェーブの登録商標です。

クレジットカード納付やダイレクト納付（口座振替）等の電子納付が可能です。詳しくは、右のQRコードより「地方税ポータルシステム」で内容を確認の上、「地方税お支払いサイト」より納付してください。



- ・スマートフォン決済及びQRコード決済では領収書は発行されませんので、領収書が必要な方は、従来どおり金融機関等の窓口へ納付書を持参して納付してください。
- ・納税手続きに係る通信費やクレジットカード納付による手数料は利用者負担となります。

納付回数について

- 普通徴収の方**（納付書及び口座振替）

6月から翌年3月までの10回に分けて納付いただきます。

- 特別徴収の方**（年金からの天引き）

4月・6月・8月・10月・12月・2月の6回に分けて年金から天引きになります。

脱退の手続きについて

国民健康保険以外の健康保険に加入したときは、下記のものを持参し、脱退の手続きを行ってください。

- ・新たに加入した健康保険の保険証（加入者全員分）
- ・国民健康保険証（他の健康保険に加入した方全員分）
- ・世帯主と脱退者のマイナンバーが確認できるもの
- ・窓口に来る方の本人確認ができる書類（別世帯の方が来る場合は委任状が必要です）

国民健康保険税の軽減・減免

所得が少ない世帯に対する軽減措置があります。

また、災害で大きな被害を受けた方や事業廃止などにより所得が著しく減少し生活が困窮する方は、申請により軽減や減免措置が受けられる場合があります。

低所得世帯の軽減

※申請は不要です。

所得が少ない低所得世帯は、均等割額（1人毎）・平等割額（世帯毎）が軽減されます。ただし、世帯主と国民健康保険の加入者全員が、所得税の確定申告又は住民税の申告をしていない場合は軽減されませんので、未申告の方は必ず申告を行ってください。（税法上の被扶養者になっている方や収入がない方も、住民税の申告が必要です。）

【7割軽減】世帯主と加入者の令和4年中の合計所得金額が

$43万円 + (\text{給与所得者等の人数} - 1) \times 10万円$ 以下の世帯

	医療分 軽減後の額	後期支援分 軽減後の額	介護分 軽減後の額
均等割額	8,100円	3,000円	3,000円
平等割額	5,400円	2,250円	1,950円

【5割軽減】世帯主と加入者の令和4年中の合計所得金額が

$43万円 + (\text{給与所得者等の人数} - 1) \times 10万円$
+ (29万円×加入者数) 以下の世帯

均等割額	13,500円	5,000円	5,000円
平等割額	9,000円	3,750円	3,250円

【2割軽減】世帯主と加入者の令和4年中の合計所得金額が

$43万円 + (\text{給与所得者等の人数} - 1) \times 10万円$
+ (53万5千円×加入者数) 以下の世帯

均等割額	21,600円	8,000円	8,000円
平等割額	14,400円	6,000円	5,200円

※判定は、令和5年4月1日時点の世帯構成に基づき計算します。

それ以降は、転入や世帯構成変更などにより世帯主が変更になった場合のみ再度計算を行います。

※65歳以上の公的年金受給者の方は、年金所得から15万円を控除した所得金額で軽減判定を行います。

※「給与所得者等」とは、給与所得者と公的年金等の支給を受ける方を言います。

※「加入者」には、同一世帯に属する国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した方も含まれます。

未就学児の均等割軽減

※申請は不要です。

国民健康保険加入者のうち、未就学児に係る均等割額の1/2が軽減されます。軽減の対象となる期間は満6歳に到達する日以後の最初の3月31日までとなります。

低所得世帯の軽減（7割・5割・2割）が適用されている場合は、その割合を軽減した上で、さらに均等割額の2分の1を軽減します。



非自発的失業者の軽減

※町民課国保年金係（①番窓口）で申請が必要です。

会社の倒産や解雇など会社の都合により離職した方が国民健康保険に加入した場合、次の①及び②の両方に該当する方の給与所得を100分の30として計算します。

- ①離職日時点で65歳未満の方
- ②雇用保険受給資格者証の「離職理由欄」の番号が次のいずれかに該当する方
【 11、12、21、22、23、31、32、33、34 】

国民健康保険税の軽減期間は、離職日の翌日の属する月からその月の属する年度の翌年度末までの間になります。（例：離職日が令和5年3月31日の場合は、令和5年4月から令和7年3月まで）

申請の際は下記のものを持参し、手続きを行ってください。

- ・雇用保険受給資格者証
- ・世帯主と離職者のマイナンバーが確認できるもの

特定世帯軽減経過措置

※申請は不要です。

国民健康保険に加入していた方が75歳になり後期高齢者医療制度に移行したことにより、国民健康保険の加入者が1人になった世帯（特定世帯）は、世帯の負担が増えないよう最高5年間、医療分と後期支援分の平等割額の1/2が軽減されます。その後、6～8年目（特定継続世帯）までは平等割額の1/4が軽減されます。

旧被扶養者の減免

※町民課国保年金係（①番窓口）で申請が必要です。

社会保険被保険者が75歳になり後期高齢者医療制度に移行したことにより、その方の被扶養者（65歳以上）が国民健康保険に加入となる場合は、申請により次のとおり減免されます。

- 所得割額が全額減免
- 均等割額の1/2が減免
- 平等割額の1/2が減免

なお、均等割額及び平等割額の減免期間は、資格取得日の属する月以降2年を経過する月までの間となり、その後の月からは、所得割額のみ減免となります。

【お問い合わせ先】

- 課税に関する事 ⇒ 町民生活部 税務課 町民税係 (④番窓口) TEL 767-2117
- 納税に関する事 ⇒ 町民生活部 税務課 収納整理係 (④番窓口) TEL 767-2172
- 加入・脱退手続き、給付に関する事 ⇒ 町民生活部 町民課 国保年金係 (①番窓口) TEL 767-2340